令８調３・４・２６号線舗装改良工事

調布市都市整備部まちづくり推進課

案内図



工事場所：調布市国領町１丁目２番地先から布田２丁目１３番地先まで

工　事　設　計　書

	設計者		係長		課長補佐		課長	

令和8年度 一般会計	款	土木費	項	都市計画費	目	街路事業費	節	工事請負費

施工（実施）箇所	調布市国領町1丁目2番地先から布田2丁目13番地先まで	工事(委託)番号　第	11	号

令8調3･4･26号線舗装改良工事

総　工　費　　￥　　－

内訳	工事費計	￥ ￥	－ －
	消費税相当額	￥ ￥	－ －
	総工費	￥ ￥	－ －

工期（実施期間）　令和　9　年　3　月　31　日

調　布　市

施工（実施）理由	本工事は，調布市道路網計画に基づき実施するものです。
設計説明	工事内容　　道路改良工事126.1m　幅員16.0m
	道路土工一式　　舗装工一式　排水構造物工一式　交通安全施設工一式　　交通管理工一式

［工事件名］　令8調3・4・26号線舗装改良工事

工　事　費　総　括　書

種　別　内　訳	内容(数量)	金　額　円	摘　要
直接工事費 　舗装改良（昼間）	一　式		
直接工事費 　舗装改良（夜間）	一　式		
【直接工事費計】			
共通仮設費計	一　式		
【純工事費計】			
現場管理費	一　式		
【工事原価計】			
一般管理費等	一　式		
【工事費計】			
【工事価格計】			
消費税及び地方消費税の額	一　式		
【請負目途額計】			

調　　布　　市

実施細目様式－４

［工事件名］　令8調3・4・26号線舗装改良工事

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額　円	摘要
舗装改良（昼間）			
舗装（昼間）	一　式		
道路土工	一　式		
土工	一　式		第　１号表内訳のとおり
舗装工	一　式		
コンクリート平板舗装工	一　式		第　２号表内訳のとおり
透水性舗装工	一　式		第　３号表内訳のとおり
車乗入れ部舗装工（C型）	一　式		第　４号表内訳のとおり
車乗入れ部舗装工（D型）	一　式		第　５号表内訳のとおり
視覚障害者誘導用ブロック設置工	一　式		第　６号表内訳のとおり
視覚障害者誘導用シート設置工	一　式		第　７号表内訳のとおり
防護柵工	一　式		
路側防護柵工	一　式		第　８号表内訳のとおり
道路付属施設工	一　式		
道路付属物工	一　式		第　９号表内訳のとおり
仮設工	一　式		
交通管理工	一　式		第　１０号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費（率分）	一　式		第　１１号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			

実施細目様式－４

［工事件名］　令8調3・4・26号線舗装改良工事

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額　円	摘要
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

実施細目様式－４

［工事件名］　令8調3・4・26号線舗装改良工事

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額　円	摘要
舗装改良（夜間）			
舗装（夜間） 夜間	一　式		
道路土工	一　式		
土工	一　式		第　１２号表内訳のとおり
舗装工	一　式		
切削オーバーレイ 夜間	一　式		第　１３号表内訳のとおり
排水構造物工	一　式		
街きょ工	一　式		第　１４号表内訳のとおり
区画線工	一　式		
区画線工	一　式		第　１５号表内訳のとおり
仮設工	一　式		
交通管理工	一　式		第　１６号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費（率分）	一　式		第　１７号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			

実施細目様式－４

［工事件名］　令8調3・4・26号線舗装改良工事

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額　円	摘要
請負目途額			

調　布　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　　１号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額　円	摘　　要
土工						
土工						
舗装版切断	As舗装版 15cm以下	17.6	m			
舗装版破砕	As舗装版 15cm以下 積込有	454	m2			
舗装版破砕	As舗装版 15cm以下 積込有	113	m2			
掘削	土砂	0.4	m3			
掘削	土砂	20	m3			
土砂等運搬						
殻運搬	舗装版破砕 片道10.5km以下	23	m3			
土砂等運搬	土砂 片道3.5km以下	0.5	m3			
土砂等運搬	路盤材 片道9.0km以下	20	m3			
濁水運搬工　昼間	2tトラック　往復距離22.6km　地区割増無	1	回			
建設発生土処理費						
建設廃材処理費　アスコン塊		23	m3			

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　　1 号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額　円	摘　　要
発生土処理費	指定処分Ⅱ	0.5	m3			
建設廃材処理費　路盤材		20	m3			
建設廃材処理費　舗装版切断に伴う濁水		0.02	m3			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　２号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
コンクリート平板舗装工						
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装						
透水性平板ブロック［一般部］	300×300×60 遮熱透水性	13	㎡			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　３号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
透水性舗装工						
表層						
透水性アスファルト舗装工	開粒度2号 平均仕上厚４０㎜	436	m2			

調　布　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　４号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
車乗入れ部舗装工（C型）						
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装						
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	4	m2			
コンクリート	21-8-20H 無筋･鉄筋構造物 一般養生	11	m3			

調　布　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　５号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
車乗入れ部舗装工（D型）						
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装						
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	2	m2			
コンクリート	21-8-20H 無筋･鉄筋構造物 一般養生	7	m3			

調　布　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　　６号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額　円	摘　　要
視覚障害者誘導用ブロック設置工						
特殊ﾌﾞﾛｯｸ舗装						
特殊平板ブロック		5	㎡			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　　７号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
視覚障害者誘導用シート設置工						
点状						
視覚障害者誘導用シート設置工	アクリル樹脂系シート一体成型	9	㎡			
線状						
視覚障害者誘導用シート設置工	アクリル樹脂系シート一体成型	42	㎡			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　８号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
路側防護柵工						
ガードパイプ						
防護柵設置工（ガードパイプ）－防護柵設置	土中建込 Gp-Cp-2E、反射テープ有	1	m			
横断抑止柵						
防護柵設置工(横断･転落防止柵)-柵設置	P1-Pt-3B、2.0m	4	m			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　９号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
道路付属物工						
車止めﾎﾟｽﾄ						
ボラード設置工	N型ボラード	12	本			
車線分離標						
車線分離標	ラバーポール	1	本			
線形誘導標						
線形誘導標	矢印	1	本			

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　１０号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額円	摘　　要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員Ｂ	65	人日			

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（昼間）

第　１１号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
共通仮設費（率分）						
共通仮設費（率分）		1.0	式			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１２号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額　円	摘　　要
土工						
撤去						
仮設ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ撤去工		96	m			
土砂等運搬						
殻運搬（路面切削）	片道 11.0km以下	75	m3			
建設発生土処理費						
建設廃材処理費　アスコン塊		75	m3			
建設廃材処理費コンクリート塊（二次製品）		0.01	m3			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１３号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額　円	摘　　要
切削オーバーレイ	夜間					
切削オーバーレイ						
切削オーバーレイ工	平均切削深７㎝以下 即日舗設（一層）	363	㎡			
切削オーバーレイ工（既設排水性舗装）	平均切削深７超１２㎝以下即日舗設（一層）	560	㎡			
路面切削	全面切削6cm超12cm以下 すりつけ撤去有	14	m2			
低騒音(排水性)舗装・表層(車道・路肩部)	ﾎﾟｰﾗｽ 平均厚５０㎜ ﾊﾟｲﾌﾟ有 排水帯有	14	m2			
低騒音(排水性)舗装・表層(車道・路肩部)	ﾎﾟｰﾗｽ 平均厚５０㎜ ﾊﾟｲﾌﾟ有 排水帯有	574	m2			
低騒音舗装用排水パイプ（導水パイプ）	内径15～20㎜（樹脂製）	139.2	m			

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１４号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
街きょ工						
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街きょ						
歩車道境界ブロック撤去		1.2	m			
歩車道境界ブロック撤去		0.6	m			
歩車道境界ブロック（再設置）	境界ﾌﾞﾛｯｸ・両面A-端末・すり合せ部用	0.6	m			
歩車道境界ブロック（新設）	境界ﾌﾞﾛｯｸ・両面A 150/190×200×600	1.2	m			

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１５号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
区画線工						
溶融式区画線						
溶融式区画線設置工(機･労･材)(夜間)	白 実線　幅15cm 1.5mm	59	m			
溶融式区画線設置工(機･労･材)(夜間)	黄 実線　幅15cm 1.5mm	110	m			
溶融式区画線設置工(機･労･材)(夜間)	白 破線　幅15cm 1.5mm	6	m			
溶融式区画線設置工(機･労･材)(夜間)	白 ｾﾞﾌﾞﾗ　幅45cm 1.5mm	18	m			
溶融式区画線設置工(機･労･材)(夜間)	白 矢印記号文字 幅15cm換算 1.5mm	44	m			
路面標示工	自転車ナビマーク（溶融噴射式）	10	個			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１６号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員Ｂ	26	人日			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

［工事名］舗装改良（夜間）

第　１７号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
共通仮設費（率分）						
共通仮設費（率分）		1.0	式			

調　　布　　市

実施細目様式－４の３

［工事名］舗装改良（昼間）

機　械　器　具　調　書

区　分	名　称	形　状・寸　法・規　格	摘　要
掘削及び積込機	バックホウ（クローラ型）	標準型 山積0.28m3(第３次基準値)	
運搬機械	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　2t積級	
運搬機械	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　4t積級	
運搬機械	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　10t積級	
運搬機械	トラック	普通型　2t積	
コンクリート機械	コンクリート圧砕装置	大割機開口幅 735～ 850mm	
舗装機械	アスファルトフィニッシャ	ﾎｲｰﾙ型　舗装幅2.0～4.5m（2014年規制）	
道路維持用機械	ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀ［超低騒音型･湿式・ｴﾝｼﾞﾝ駆動］	バキューム式切削深20cm級ﾌﾞﾚｰﾄﾞ径56cm	

調　布　市

実施細目様式－４の３

［工事名］舗装改良（夜間）

機　械　器　具　調　書

区　分	名　称	形　状・寸　法・規　格	摘　要
運搬機械	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　10t積級	
締固め機械	ロードローラ	ﾏｶﾀﾞﾑ 10t(2014年規制)	
締固め機械	振動ローラ	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 0.5～0.6t	
締固め機械	タイヤローラ	普通型 13t～14t(2014年規制)	
締固め機械	振動コンパクタ（前進型）	40～60kg	
舗装機械	アスファルトフィニッシャ	ﾎｲｰﾙ型　舗装幅2.3～6.0m（2014年規制）	
舗装機械	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）	切削幅　2.0m級（第３次基準値）	
道路維持用機械	路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ･四輪式・ﾎｯﾊﾟ容量 1.5m3	
道路維持用機械	路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ･四輪式・路面切削工事用ﾎｯﾊﾟ容量1.5m3	

調　布　市

実施細目様式－４の４

［工事名］舗装改良（昼間）

材　料　品　調　書

品　名	形状・寸法・規格	数　量	単　位	摘　要
生コンクリート	21-8-20H	19	m3	
インターロッキングブロック工（材工共）	厚６㎝　直線配置　一般部　標準色	13	㎡	
アスファルト混合物	開粒　２号　透水性舗装用	37.5	t	
防護柵設置工材工共・塗装品・土中建込	Ｇｐ－Ｃｐ－２Ｅ	1.0	m	
パイプ柵	Ｐ１－Ｐｔ－３Ｂ	4.0	m	
反射装置（防護柵付属品）	反射テープ、支柱１本分	3	枚	
道路標識建柱・基礎設置　路側式（材工共）	単柱式φ６０．５亜鉛メッキ＋静電粉体塗装	1	基	
車線分離標設置（ラバーポール）（材工共）	着脱式(穿孔式３本脚)本体径Φ80、高さ800	1	本	
視覚障害者誘導用ブロック	各種　３００×３００	57	枚	
透水性シート	６０ｇ／㎡　７５Ｎ／５㎝	18	㎡	
視覚障害者誘導用シート設置工	アクリル樹脂系シート一体成型	51.00	㎡	
車止め		12.00	基	
線形誘導標		1.00	枚	

調　布　市

［工事名］舗装改良（昼間）

材　料　品　調　書（処分費等）

品　　名	形状・寸法・規格	数　　量	単　位	摘　　要
受入料金	発生土［指定処分Ⅱ］	1	m3	処分費等
受入料金	路盤材	20	m3	処分費等
受入料金	アスコン，切削廃材	23	m3	処分費等

調　　布　　市

実施細目様式－４の４

［工事名］舗装改良（夜間）

材　料　品　調　書

品　名	形状・寸法・規格	数　量	単　位	摘　要
歩車道境界コンクリートブロック（両面用）	A 150/190×200×600	2	個	
アスファルト混合物	密粒度（ポリマー改質Ⅱ型）	45.2	t	
アスファルト混合物	粗粒度（ポリマー改質Ⅱ型）	70.3	t	
ポーラスアスファルト混合物	低騒音・排水性舗装用	61.4	t	
改質アスファルト乳剤	ＰＫＲ－Ｔ	0.59	kl	
改質アスファルト乳剤	ＰＫＲ－Ｔ	252.19	l	
ガラスビーズ		7	kg	
路面標示用塗料(JIS K 5665 3種1号)	溶融 ガラスビーズ含有量15～18％ 白 比重2	98	kg	
路面標示用塗料(JIS K 5665 3種1号)	溶融 鉛・ ｸﾛﾑﾌﾘｰ GB 含有量15～18％ 黄 比	63	kg	
接着用プライマー 区画線用	色－ 比重０．９	7	kg	
低騒音舗装用排水パイプ（導水パイプ）	内径15～20㎜（樹脂製）	139.2	m	
路面標示工	自転車ナビマーク（溶融噴射式）	10.00	個	

調　布　市

実施細目様式－４の４

［工事名］舗装改良（夜間）

材　料　品　調　書（処分費等）

品　　名	形状・寸法・規格	数　　量	単　位	摘　　要
受入料金	アスコン，切削廃材	75	m3	処分費等

調　　布　　市

特　記　仕　様　書

本特記仕様書は，「令 8 調 3・4・26 号線舗装改良工事」の履行に関し，必要な事項を定めるものである。

1　適用範囲

(1) この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)でいう特記仕様書で、この工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

(2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。

(3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。

(4) 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率（小数点第 3 位以下切捨）で表示した一覧表とする。

(5) 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。

(6) 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費 構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。

(7) この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。

ア 東京都建設局 「土木材料仕様書」
イ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」
ウ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
エ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
オ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
カ 東京都建設局 「建設局標準構造図集」
キ 東京都建設局 「電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」
ク 東京都「東京都建設ﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」
ケ 東京都「東京都環境物品等調達方針」
コ 東京都「東京都建設泥土ﾘｻｲｸﾙ指針」
サ 東京都電線共同溝整備マニュアル
シ 建設局土木工事積算体系図集

※ ア～オ、キ、シは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。
(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi)
※ ク、ケ、コは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。
(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shos higen/recy)
※ サ及び標準構造図集は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。
(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri/chichuka/mudentyuuka-6)

(8) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

2　工事施行の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

3　不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、調布市契約における暴力団等排除に関する特約条項に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

4　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

(1) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第７⑦に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
(CRYPTREC 暗号リスト)」
URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html
「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」
URL https://www.jcomsia.org/kokuban

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記 録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）３（１）①で規定されている画像編集には該当しない。

（2）電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準［国土交通省］」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJ-COMSIAが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「J-COMSIAが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL https://www.jcomsia.org/kokuban

5　設計変更について

工事請負契約書第18条から25条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期 の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準（共通編Ⅰ）によるものとする。

なお、契約約款第18条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

6　法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7　ワンデーレスポンス

この工事におけるワンデーレスポンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

8　ウィークリースタンス

この工事におけるウィークリースタンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

9　工事損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第29条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

10　工事に伴う公害防止

舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い取壊し作業に当たっては破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

また、取壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

11　個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関しては、「別紙（個人情報等）」を遵守すること。

また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

12　工期

工期は、以下の事項により設定している。

準備期間	40日間
施工に必要な実日数（実働日数）	14日間
降雨による割増（率）	16日間（1.14）
後片付け期間	20日間

降雨による割増し：１６日間（１．１４）

契約上の工期末前に工事が完了した場合の取り扱いは、契約約款第３２条の通りである。

13　検査に要する資料作成期間

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の３か月前までに行うものとする。それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

14　工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

15　現場代理人の兼務

本工事における現場代理人の兼務は、調布市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準によるものとする。

16　他工事の影響

本工事の施工にあたっては、本工事南側で実施中の「令８市道Ｃ２１号線道路改良工事」と調整を行い、双方の工事進捗を踏まえ、適切に運用開始ができるように努めること。

17　昼夜間の作業区分

この工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	防護柵工、道路付属施設工
夜間作業	排水構造物工、区画線工
昼夜間作業	道路土工、舗装工、交通管理工

夜間作業については，21時から6時まで時間制約を受けるものとする。

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等の安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員と協議するものとする。

18　地上、地下等の占用物件工事との重複施工

この工事区間において、抜柱工事が令和８年１２月に予定されているので、工事施工に当たってはＮＴＴインフラネット株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。

19　過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi#kasekisai)

20　段階確認

本工事における、土木工事標準仕様書1.5.1監督員による確認及び立会い等(5)段階確認については、実施しないものとする。

21　環境への配慮（東京都建設グリーン調達制度）

（1）受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の特別品目及び特定調達品目（以降、「特別品目等」という。）のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目等が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy)

（2）受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

（3）受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推推進品目に

ついて品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ
（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/guido04#c）
からダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

（4）受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

22　新材料・新工法等の取扱い

新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

・建設局新技術情報データベース（NeTIDA）
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/tech/shingijutsu
・国土交通省新技術情報システム（NETIS）
https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS

23　電子納品

（1）本工事は、電子納品対象である。

（2）電子納品の運用にあたっては、東京都建設局のホームページ
（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi ）にて公開されている「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」を参考にするものとする。

（3）工事成果品は、電子媒体もしくは工事情報共有システムを用いたオンライン電子納品により納品するものとし、監督員との協議により決定すること。

24　しゅん功

受注者は、工事のしゅん功に際し、東京都建設局電子納品運用ガイドラインに基づき、次の書類を提出すること。

（1）工事しゅん功図書
（2）工事書類
（3）工事記録写真

25　工事記録写真の電子納品

本工事の工事記録写真は、電子データで提出すること。

工事記録写真の撮影箇所・撮影頻度等は東京都建設局長が定めた「工事記録写真撮影基準」に従って撮影・整理すること。提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準［国土交通省］」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

なお、監督員との事前協議の結果、工事記録写真を電子データで提出しないこととなった場合には、従来どおりの提出方法とすること。

26　土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略

本工事における、東京都土木工事標準仕様書1.1.11 出来形数量の算出 については、 以下のとおりとする。

(1)一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

(2)出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準（東京都建設局）を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

27　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、調達変更に伴い必要となる経費を、設計変更により計上する工事である。

ア　調達検討資材は、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。

イ　アによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

ウ　その他の詳細は東京都建設局ホームページを参照すること。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi

28　建設発生土の処理

この工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア　搬出先名称：巴山工業

イ　所在地：東京都調布市多摩川1丁目39-2

ウ　土質：粘土土及びレキ質土

エ　土量：0.5m^3(地山換算数量)

オ　搬出条件：昼間

カ　最終搬出先の記録：東京都建設リサイクルガイドラインの規定による。

キ　区分管理：最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土

全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

29　建設発生土への 異物混入防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬すること。

また、受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出すること。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

30　建設副産物情報交換システムの活用

この工事は、建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラスにより「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター　建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地　〒107-6114　東京都港区赤坂5丁目2番20号　赤坂パークビル 14 階
電話（03）6261-4324
https://fkplus.jacic.or.jp/
E-mail：recycle@jacic.or.jp

31　再資源化施設の選定

この工事から発生する路盤材、アスファルト塊及びコンクリート塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、受注者が「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、この工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

（路盤材及びアスファルト塊）

・搬出先：東京都稲城市大丸地内の再資源化施設
・運搬距離（想定）：約8km
・搬出量：路盤材　20m^3
　　アスファルト塊　23m^3
・受入条件：昼間

（アスファルト塊及びコンクリート塊）

・搬出先：東京都調布市多摩川地内の再資源化施設
・運搬距離（想定）：約3km
・搬出量：アスファルト塊　75m^3
　　コンクリート塊　0.01m^3

・受入条件：夜間

32　リサイクルガイドラインに基づく施工計画書の添付書類

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

（1）再生資源利用計画書（工事しゅん工後５年間保管）

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア　土砂を搬入する工事

イ　砕石を搬入する工事

ウ　加熱アスファルト混合物を搬入する工事

（2）再生資源利用促進計画書（工事しゅん功後５年間保管）

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア　建設発生土を搬出する工事

イ　コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

ウ　金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

（3）再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

（4）建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100㎥以上搬出する場合)

（5）建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に作成し提出すること。

（6）物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

（7）告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

33　建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書に添付して提出すること。

（1）再生資源利用実施書（工事しゅん工後５年間保管）

作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

（2）再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後５年間保管）

作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

（3）リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア　コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。
イ　建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。
ウ　土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。
エ　砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。
オ　アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（交通量区分N7の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。
カ　現場内で分別を行わない場合。

（4）建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

（5）再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

※　再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」に必要なデータを入力して作成する。

34　マニフェスト

（1）マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

（2）集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

（3）リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示すること。

（4）リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示すること。

35　建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等（建設リサイクル法に係る手続）

この工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うこと。

なお、「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」は、都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ
（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy）からダウンロードなどして入手する。

36　汚染土壌の処理

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」（環境局HPに最新版を記載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

37　路上工事の工事用標示板の設置

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。

38　歩行者通路の設置

工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると伴に車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。

また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。

また、勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないよう十分に配慮すること。

39　異常気象時及び地震発生時の工事現場の点検

受注者は、異常気象時（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候のほか当該地域の警報（大雨・大雪・暴風）が発せられた場合）又は震度４以上の地震が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

40　事故防止の原則

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。
（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi）

41　週休２日制工事

（1）本工事は、週休２日制工事である。

（2）受注者は、原則、現場閉所による週休２日制で施工すること。

（3）受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。
また、施工方法は途中で変更することはできない。

（4）発注時における積算には、現場閉所の月単位の週休2日の達成を前提として経費を補正している。
達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うこ

とを原則とする。

（5）週休２日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休２日制工事実施要領」に基づき行うこと。

42　「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

（1）本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。

（2）試行にあたっては、『熱中症対策資する現場管理費補正の要領』基づき行う。試行要領は、東京都建設局ホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi)

43　建設現場における遠隔臨場の取組について

1.建設現場における遠隔臨場の取組について

「建設現場における遠隔臨場の取組については、以下のとおり実施する。

遠隔臨場は、受発注者の作業効率化を目的として、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工状況の確認」、「工事材料の検査」、「中間検査」と「立会い」（以下、「施工状況の確認等」という）を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場実施要領（案）』の内容に従い実施するものとする。

実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi)

2.実施内容

（1）施工状況の確認等での実施

① 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督員等及び検査員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら施工状況の確認等を実施するものとする。

② 受注者は、遠隔臨場を実施した内容と日時を記録し、工事情報共有システムに登録して保管する。

③ ウェアラブルカメラ等とは、ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではなく、ハンディタイプの一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。

④ 動画撮影にあたっては、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられる、いわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影は行わないこと。また、動画撮影にあたっては、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

（2）実施について

実施することについては、事前に監督員と協議すること。なお、実施にあたっては、当局や国の「建設現場における遠隔臨場事例集」等を参考にすること。

（3）機器の準備

遠隔臨場に必要な機器等は、受注者が手配する。

（4）効果の検証

実施による効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。アンケートの詳細については、技術管理課より別途依頼する。

（5）費用

遠隔臨場を実施するにあたり必要な費用については、監督員と協議の上、設計変更の対象と

する。

44　HTTゼロエミッションアドバンス工事

本工事は、「HTTゼロエミッションアドバンス工事」であり、受注者が希望する場合、工事着手前に発注者に対して低炭素化等に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、建設局「HTTゼロエミッションアドバンス工事」試行要領を参照する。

試行要領は、東京都建設局ホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi)

45　任意施工

この工事の作業土工は、任意施工とし、東京都土木工事標準仕様書に基づき施工とするものとする。設計図書により難い場合は監督員と協議するものとする。

46　コンクリート工

受注者は，この工事のコンクリート構造物の施工については，東京都建設局「土木材料仕様書」付録4.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）のうち「土木コンクリート構造物の品質確保」によること。

47　アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、この工事のコンクリート構造物の施工にあたり、標準仕様書3.4.1（4）については、東京都建設局「土木材料仕様書」付録4.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）のうち「アルカリ骨材反応抑制対策」によること。

48　区画線工の施工管理

現場持込み数量及び工事完了後空缶（袋）数量は、監督員の確認を受けるものとする。

49　舗装版切断工（カッター）の施工

舗装版切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。

また、回収した排水又はその排水を現場内で脱水等により処理した後の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理すること。

なお、この工事では回収した排水を、産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として、以下の場所にある処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合や現場内で脱水等の処理を行う工法を使用する場合においては、事前に監督員の承諾を得ること。

・搬出先：東京都国立市谷保地内の処理施設
・運搬距離（想定）：約11km
・種類及び処理量：汚泥0.01m3
・受入条件：昼間

受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する排水等の収集・運搬・処理に関する計画を記載すること。

なお、排水等の運搬・処理については、標準仕様書「１．３．８建設副産物」の（８）マニフェスト等、（９）建設廃棄物の運搬によること。

50　本工事で使用するコンクリート二次製品は，原則エコセメント（多摩地区で発生したゴミ焼却灰を主原料とするもの）を用いた製品を使用すること。

51　成果品の提出

竣工検査終了後、速やかに竣工図書を提出すること。

（１)竣工原図（上質紙による出力図）・・・1 部

（２)工事記録写真・・・1 部

（３)上記(1)(2)の電子データ成果品(CD-R)・・・１部

※竣工図の電子データは、ＰＤＦ形式及びＣＡＤデータとし、データ形式については、ＤＸＦ、ＤＷＧ、Ｐ２１、ＪWW形式とする。環境設定ファイルおよび作図要領等は監督員の指示によること。

別 紙 1

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1　入札・契約関係事項

（1）この工事の入札(又は、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

2　受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3　適切な現場代理人、監理技術者等の配置

（1）現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。

（2）受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

（3）受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア　補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ　補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。

（4）受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4　監理技術者等の実質的関与の徹底

（1）監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

（2）監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。

（3）監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。

（4）監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、

作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝わるようにしなければならない。

(5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。

(6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5　下請負の適正化

(1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。

(2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。

(3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。

(4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。

(5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。

(6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

　また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6　施工体制台帳及び施工体系図

(1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。なお、建設業法第２４条に定める請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などの業務委託契約については、建設業法上は作成の必要がありませんが、警備業者については、『施工体系図』のみ記載するものとする。

(3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。

(4) 施工体制台帳には、作業員名簿を添付するものとする。

(5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7　施工計画書

（1）受注者は施工計画書の作成に当たっては、「土木工事標準仕様書 1.2.3施工計画書」によるものとする。

（2）施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも３週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

（3）監督員の承諾を得た上で、施工計画書の記載内容を分割し、対象工種の着手前までに提出する場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア　全体の実施工程の概要

イ　現場組織・施工体制の概要

ウ　緊急時の体制

エ　当面実施する工事の内容

オ　その他監督員の指示する事項

別 紙 2

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1　サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2　業務従事者への遵守事項の周知

（1）受注者は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

（2）受注者は、（1）の実施状況を書面にし、発注者に提出すること

3　秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

4　目的外使用の禁止

受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

5　複写及び複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及び情報（以下「発注者からの貸与品等」という。）を、発注者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

6　情報の保管及び管理

受注者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

（1）全般事項

ア　契約履行過程

（ア）以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a　発注者からの貸与品等の使用及び保管管理

b　仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

c　発注者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）

d　その他、仕様書等で指定したもの

（イ）発注者から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ　契約履行完了時

（ア）発注者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに発注者に返還すること。

（イ）契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報をすべて消去すること。

ウ　契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ　事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び発注者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

発注者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて発注者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、発注者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び発注者からの貸与品等に含まれる情報は、すべて発注者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、発注者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、発注者から受託者に提示した後に受注者の責によらないで公知となった情報、及び発注者と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取り扱いについて、受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ　アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ　発注者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を発注者に提出し報告すること。

エ　個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ　(1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により発注者に申し出て、発注者の承諾を得ること。

カ　(1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。

キ　カの事故が発生した場合、受注者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、発注者に可能な限り情報を提供すること。

ク　(1)エの事故が発生した場合、発注者は必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ　工事従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を計画し、施工計画書に添付して提出すること。また、実施状況を発注者に報告すること。

7　情報の保管及び管理等に対する義務違反

受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。

別紙「個人情報等」

第１章 総則

（秘密等の保持）

第１条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

２ 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第２条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）第２条第９号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（受託者に提供する個人情報等の範囲）

２ この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

３ 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

４ 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

（個人情報の保護）

５ 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17 年３月31 日付16 生広情報第708 号）第２に定める管理体制及び建設局が定める安全管理基準（建設局ＨＰ https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/about/jouhoukoukai-potal/参照）と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

第２章 安全管理体制

（責任体制の整備）

第３条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第４条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。

これらを変更しようとするときも、同様とする。

２ 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

３ 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

４ 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

（派遣労働者）

第５条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第１条に準ずるものとする。

２ 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第６条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

２ 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。

３ 受託者は、第１項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも１回は行わなければならない。

（再委託）

第７条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成 17 年法律第86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第７．７に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更す

る場合も同様である。
(1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
(2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
(3) 再委託の期間
(4) 再委託が必要な理由
(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
(8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25 条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも１回は第６条第１項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第８条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複写及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製等の禁止）

第９条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第10 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。

3 受託者は、第１項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第１項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、第１項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、第１項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第１項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

⑴ 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

⑵ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

⑶ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

⑷ 上記⑴及び⑵について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記⑶について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。

10 受託者は、第１項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

⑴ 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

⑵ 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

⑶ 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

⑷ 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第11 条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 受託者は、第１項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第１項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウエアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第１項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令

に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第３章 事故対応及び検査

（漏えい等発生時の対応）

第12 条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

２ 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

３ 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

（立入調査等）

第13 条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、
東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

２ 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第４章 契約解除及び損害賠償等

（契約の解除）

第14 条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

２ 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。

３ 受託者が、第１項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

（損害賠償等）

第15 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければならない。

２ 受託者は、第12 条第１項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

３ 受託者は、第12 条第１項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

（その他）

第16 条 受託者は、建設局が定める安全管理基準及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第17 条 第15 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

目録A 東京都提供個人情報等一覧（東京都→受託者）

No	件名	件数(本人の数)	媒体	備考

目録B 受託者取得個人情報等一覧（受託者→東京都）

No	件名	件数(本人の数)	媒体	備考